

P. F. ストロークソンの反応的態度説とその擁護

井保 和也

はじめに

P. F. ストロークソン（以下、「ストロークソン」と表記する）は、「自由と怒り」という論文の中で、反応的態度という一群の感情を取りあげ、決定論と道徳的責任をとりまく議論の領域に大きな変革をもたらしたことでよく知られている。実際、「自由と怒り」が発表された後、反応的態度を中心に据えるストロークソンの主張は「反応的態度説」(reactive attitude theory) と呼ばれるようになり、現在に至るまで、多くの論者に重大な影響を与えつづけているのである¹。

しかし、反応的態度説は、その影響力に比例して、多くの批判にもさらされてきた。その中でも、最もよく使われ、かつ、最も強力であると思われるのは、G. ストロークソン（以下、「ゲーレン」と表記する）が展開している「認知主義的批判」(cognitivist criticism) である²。そこで、本稿では、ベネットが萌芽的に示しているアイデアをより厳密に展開する形で、ストロークソンの反応的態度説を認知主義的批判から擁護することを試みる。

そこで、本稿の論述は次のように進む。まず、第1節と第2節では、解釈上の問題を引き起こしがちなストロークソンの反応的態度説を、「自由と怒り」における記述にできるだけ沿うように再構築することを目指す。その上で、第3節では、ゲーレンが展開した認知主義的批判が、反応的態度説をいかに

¹ 「反応的態度説」(reactive attitude theory) という名称については Kane [2005], Ch.10 を参照すること。ストロークソンの反応的態度説が後世に与えた影響については、同書のほかに、Haji [2002] や McKenna & Pereboom [2016], Ch.8.1 などを参照すること。

² 「認知主義的批判」(cognitivist criticism) という名称はバルガスによる (Vargas [2004], p.301)。

して攻撃しているかを解説する。そして、第4節では、ベネットが「責任」と題された二つの論文の中で提示したアイデアに基づいて、ストローソンの反応的態度説を認知主義的批判から擁護する。

1. 議論の前提

1.1 決定論と道徳的責任をめぐる問題

ストローソンの反応的態度説を検討する前に、まずは、その背景にある決定論と道徳的責任をめぐる問題を簡単にまとめておこう。

フランクファートによれば、道徳的責任という概念の哲学的な研究においては、これまで、次の「別可能性原理」(the principle of alternate possibilities)が支配的な役割を演じてきた (Frankfurt [1969], p.167)。

【別可能性原理】

ある人が自分の為したことに関して道徳的責任を負うのは、その人が別のことも為しえた場合のみである。

しかし、道徳的責任を別可能性原理によって理解すると、道徳的責任は次の「決定論」(determinism)と両立しなくなる³。

【決定論】

任意の時刻 T_1 におけるこの世界の状態 C_1 は、(a) 任意の時刻 T_2 におけるこの世界の状態 C_2 と、(b) この世界を支配している物理法則の二つによって、一意的に決定されている。

³ 決定論のほかに、機械論や非決定論なども別可能性原理との両立可能性が問題になっている。しかし、本稿では、議論を単純にするために、ここで定式化したタイプの決定論だけを扱うことにする。

その理由は次の通りである。決定論は物理学を支える基本的な前提であるように思われるから、簡単に否定することはできない。しかし、もし決定論が正しいならば、あなたの行為もこの世界の状態の一部であるから、「あなたのいかなる行為も、(a*) あなたが生まれる前の任意の時刻におけるこの世界の状態と、(b*) この世界を支配している物理法則の二つによって、一意的に決定されている」という主張も正しいことになる。換言すれば、もし決定論が正しいならば、あなたが「別のことも為しえた」と言えるのは、あなたが (a*) と (b*) の少なくとも一方に干渉することができた場合にかぎられるということである。しかし、明らかに、あなたは (a*) と (b*) のどちらにも干渉することができない。したがって、もし決定論が正しいならば、あなたはあなたが実際に為したこと以外には何も為しえなかったことになる。さらに、別可能性原理を考慮するならば、このことから、あなたは自身のいかなる行為についても道徳的責任を負わないことが帰結するのである⁴。

以上の問題をめぐって、哲学者たちは二つの立場に分かれた。一つは、別可能性原理を放棄し、決定論と道徳的責任を両立させる「両立論」(compatibilism) である。もう一つは、別可能性原理を保持し、決定論と道徳的責任のどちらか一方を否定する「非両立論」(incompatibilism) である。

ストローソンの反応的態度説は、道徳的責任が決定論と両立することを示すものであるから、両立論の一種に分類することができる。では、ストローソンの反応的態度説は、どのようにして道徳的責任を決定論と両立させるのだろうか。このことを確認するために、反応的態度説という名前の由来にもなっている反応的態度がどのようなものかを詳細に見ていくことにしよう。

⁴ こうした議論は「帰結論法」と呼ばれている。ヴァン・インワーゲンはこの論法を最も明確な形で提示している (van Inwagen [1975])。

1.2 反応的態度

「反応的態度」(reactive attitude)とは、一言で言えば、「他者が我々に向けて善意や悪意、または無関心に対する本質的に自然で人間的な反応」として抱く感情である (FR, p.80/p.48) ⁵。例えば、故意に足を踏まれた場合と、誤って足を踏まれた場合とを比較してみよう。普通、前者の場合には怒りを感じ、後者の場合にはそれほど怒りを感じない。これは、同じ足を踏むという行為であっても、前者の場合には行為者の悪意を見て取ることができるが、後者の場合にはそうではないからである。このように、怒りは他者の悪意に対する自然な反応であると言えるため、反応的態度の一つに数えられる。ストローソンが挙げている例では、怒りのほかにも、感謝 (gratitude)、許し (forgiveness)、愛情 (love)、傷心 (hurt feeling) などが反応的態度に含まれる (FR, p.75/p.38) ⁶。

反応的態度が他者の善意や悪意、無関心などに左右されるのはなぜだろうか。ストローソンが言うには、それは、反応的態度が「自分に対してある程度の善意や尊重する気持ちを示してほしいという、他の人間への期待または要求」と結びついているからである (FR, p.84/p.57)。ワトソンとシューメーカーにならって、この要求を「基本要求」(basic demand)と呼ぶことにしよう (Watson [1987], p.122; Shoemaker [2007], p.73)。先にも述べたように、ある人に故意に足を踏まれた場合、我々はその人に対して怒りを感じる傾向にある。それは、我々がその人のその行為に悪意を見て取ると同時に、その人によって自分の基本要求がないがしろにされたと思うようになるからである。このように、怒りや感謝といった反応的態度は基本要求と結びつき、それを

⁵ 以降、P. F. Strawson [1962] の引用は (FR, 原著頁数/邦訳頁数) という形で示す。

⁶ これらの例を見ると、反応的態度が本当に感情と言えるのか疑問に思うかもしれない。実は、ストローソン自身もこの点に自覚的であったようで、後に「反応的態度」(reactive attitude)という言葉が前面には出さなくなり、その代わりに、「観点」(standpoint)という言葉を使うようになっていく (Strawson [2008], Ch.2)。しかし、本稿では、通説に合わせて、反応的態度という言葉がある特定の感情のタイプを指示するものとして使う。

反映することによって、他者の善意や悪意、無関心に対する反応となるのである。

ストローソンは反応的態度に関して重要な問題を提起している。それは、我々の反応的態度が自然に抑制されるのはどのような要因が存在する場合なのか、という問題である (FR, p.77/p.42)。この問題を考察する際に、ストローソンは怒りに議論を絞っている。そのため、本稿でも、この問題を次のように書き換えることにしたい。ある人物 x が行為 a によって別の人物 y に何らかの危害を与えた場合、 y が x に怒りを感じるのは自然なことである。では、こうした怒りが自然に抑制されるのは、どのような要因が存在する場合だろうか。

ストローソンによれば、そうした要因には二つのグループがある。本稿ではワトソンの用語を採用し、第一のグループを「赦免要因」(excusing)、第二のグループを「免除要因」(exempting) と呼ぶことにしよう (Watson [1987], pp.118-119)。赦免要因は、「 x は脅されていた」、「 x は押された」、「 x は事態を把握していなかった」などの言い回しによって表現される要因である (FR, pp.77-78/pp.43-44)。赦免要因が存在する場合、 a という特定の行為に関する限り、 x に対する y の怒りは自然に抑制されるだろう。これは、 y が赦免要因の存在を知るとき、同時に、 y は x が自分に対して悪意を持っていなかったこと、すなわち、 x が自分の基本要求をないがしろにしているわけではなかったことをも知るようになるからである。

一方で、免除要因は、「 x の精神状態は異常である」、「 x はほんの子どもに過ぎない」などの言い回しによって表現される要因である (FR, pp.78-80/pp.44-48)。免除要因がある場合、 a という特定の行為だけでなく、 x のすべての行為に関して、 x に対する y の怒りは自然に抑制されるだろう。しかし、これは、 y が免除要因の存在を知るとき、同時に、 y は x が自分の基本要求をないがしろにしているわけではなかったことも知るようになるからでは

ない。例えば、子どもであることは、悪意を持たないこと、つまり、基本
要求をないがしろにしないことを意味するわけではない。免除要因が x に対す
る y の怒りを抑制するのは、 y が免除要因の存在を知るとき、同時に、 y は x
を「通常の人間関係に参加する能力が部分的または全面的に損なわれている
者」と見なすようになるからなのである (FR, p.82/p.53)。

一般に、ある人が通常の人間関係に参加する能力を持たないとき、我々は
その人に基本要求进行課すのは妥当ではないと思うようになる。というのも、
我々はその人を我々が所属している人間関係の外側に位置付けざるをえない
からである。このとき、我々はその人に基本要求进行課し、反応的態度を採用
するのではなく、その人を治療、処理、管理、矯正、訓練などの対象と見な
すようになる。ストローソンによれば、他者に対してこのように接している
とき、我々は「客観的態度」(objective attitude) を採用していることになる (FR,
p.79/p.46)。より厳密に言えば、客観的態度とは、人間を「その構造や振る舞
いが究極的には自分以外の宇宙の諸部分の振る舞いだけから帰結する自然的
な対象」として見ることである (Bennett [1980], p.25)。つまり、客観的態度
を採用しているとき、我々は人間関係の参加者としての観点から他者と接し
ているのではなく、他者の振る舞いを自然法則に基づいて予測したり、コン
トロールしたりしようと試みる自然科学の理論家としての観点から他者を観
察しているのである。このように、反応的態度と客観的態度は互いに極めて
対照的な態度である。免除要因が存在する場合、我々は反応的態度を採用で
きなくなるため、それとは対照的な態度、つまり、客観的態度を採用せざる
をえなくなるのである。

このように、赦免要因または免除要因が存在する場合、我々の反応的態度
は自然に、つまり、ほとんど無意図的に抑制されることになる。とはいえ、
反応的態度が抑制される場合はこれだけではない。なぜなら、赦免要因や免
除要因が一切存在しない状況であっても、反応的態度が意図的に抑制される

ことがあるからである。先ほど、免除要因が存在する場合、つまり、ある人が通常の人間関係に参加する能力を持たない場合、我々はその人に対していかなる反応的態度も向けることができなくなり、その代わりに、客観的態度を採用するようになることを説明した。しかし、それとは別に、我々は通常の人間関係に参加する能力を持つ人に対しても、あえて客観的態度を採用することができる (FR, pp.79-80/p.48)。例えば、政策を決定するために、または、他者との人間関係に気疲れしたために、さらに挙げるなら、単なる知的好奇心のために、他者がどのように行動するかを理解しようとする場合などがそうである。このような場合、我々は他者に客観的態度をとり、他者の「自然的な対象」としての側面に注目しているわけだが、このことは同時に、他者との人間関係から一時的に距離を置くことでもある。したがって、このような場合、他者に対する我々の反応的態度は、意図的に抑制されることになるのである。

ここまでの議論からもわかるように、ストローソンは反応的態度の抑制を非常に丁寧に分類している。というのも、この分類が後の議論にとって重要になってくるからである。そこで、改めて、ストローソンが反応的態度の抑制をどのように分類していたかを整理しておくことにしよう。

反応的態度が抑制される場合としてストローソンが挙げていたのは、大きく分けて次の二つである。それは、(a) 何らかの要因が存在するために、反応的態度が無意図的に抑制される場合と、(b) そのような要因は存在しないが、我々が意図的に客観的態度を採用することによって、反応的態度がすべて抑制される場合である。一般に、反応的態度が抑制される場合、それは意図的であるか、意図的でないかのどちらかである。したがって、(a) と (b) の二つによって、反応的態度が抑制される場合はすべて枚挙されたことになる。次に、(a) には二つの下位区分が存在する。それは、(a-1) 赦免要因が存在する場合と、(a-2) 免除要因が存在する場合である。前者は、ある行為者が

行ったある特定の行為に関する反応的態度が無意図的に抑制される要因であり、後者は、ある行為者が行うすべての行為に関する反応的態度が自然に抑制される要因である。そして、量子子には特称量子子と全称量子子の二つしかない。したがって、(a-1) と (a-2) の二つによって、(a) の下位区分はすべて枚挙されたことになる。以上から、反応的態度の抑制には (a-1)、(a-2)、(b) の三つのタイプしかなく、ストローソンはそれらをすべて枚挙しているということがわかるだろう。

さて、以上が反応的態度に関するストローソンの議論の全貌である。これに基づいて、ストローソンは次のように主張する。ある人に道徳的責任を課すことは、その人に反応的態度を向けることにほかならない⁷。そして、ある人を罰したり非難したりすることは、その人に反応的態度を向けることの延長なのである (FR, pp.90-91/pp.71-72)。そうであるならば、道徳的責任が決定論と両立するかどうかという問題は、反応的態度が決定論と両立するかどうかという問題、すなわち、もし決定論が真であるならば、すべての反応的態度が抑制されることになるのかという問題であることになるだろう。当然のことながら、この問題こそがストローソンの反応的態度説の核心である。そこで、次は、この核心となる問題について、ストローソンがどのように考えているのかを確認することにしよう。

⁷ ストローソンが反応的態度と道徳的責任の結びつきをどのように考えていたのかについては、次の三つの解釈がありえる。

第一に、ある人に道徳的責任を課すことは、文字通り、その人に反応的態度というタイプの感情を向けることにほかならない。

第二に、ある人に道徳的責任を課すことは、その人に反応的態度というタイプの感情の中でも、特に、道徳的な反応的態度を向けることにほかならない。

第三に、ある人に道徳的な責任を課すことは、その人に反応的態度というタイプの感情を向けることと重要な点でよく似た実践である。

私は第二の解釈がストローソン自身の言葉に一番近いと考えている。しかし、ここでどの解釈を採用したとしても、後の議論に重要な差異は生じない。そこで、本稿では、反応的態度と道徳的責任の結びつきをどのように解釈するかという問題に関してはこれ以上論じることせず、オープンのままにしておく。

2. 反応的態度説 ―― 三つの両立論

もちろん、ストローソンは両立論者であるから、たとえ決定論が真であるとしても、そのことによって、すべての反応的態度が抑制されることはない」と主張する。このことを裏付けるために、ストローソンは少なくとも三つの論証を提示している。本稿では、それぞれを第1両立論、第2両立論、第3両立論と呼ぶことにしよう。

2.1 第1両立論

まず、第1両立論は次の通りである。

【第1両立論】

- (1) すべての反応的態度が抑制されるのは、(a-1) すべての行為者のすべての赦免要因が存在する場合か、(a-2) すべての行為者に免除要因が存在する場合か、(b) すべての行為者に対して客観的態度が意図的に採用されつづける場合の三つだけである。
- (2) 決定論が真であることから、(a-1) または (a-2) を導出することはできない。
- (3) (b) は不可能である。
- (4) (1) から (3) より、たとえ決定論が真であるとしても、それによって、すべての反応的態度が抑制されることはない。

(1) が真であることは前節ですでに確認している。そこで、(2) の真偽を検討しよう。仮に決定論が真であるならば、すべての行為者のすべての行為について、「脅されていた」、「押された」、「事態を把握していなかった」といった赦免要因のいずれかが存在することになるだろうか。このように問うことは馬鹿げているだろう (FR, pp.80-81/p.50)。このことは、仮に決定論が真

であるならば、すべての行為者について、「精神状態は異常である」、「ほんの子どもに過ぎない」といった免除要因のいずれかが存在することになるだろうか、と問うことにも当てはまる (FR, pp. 81-82/pp. 52-54)。したがって、(2) は真である。

では、(3) はどうだろうか。もちろん、すべての行為者に対して客観的態度だけが意図的に採用されつづけるようになるという状況には、いかなる概念的な矛盾も含まれない。したがって、こうした状況は論理的な可能性としては想像できる。それにもかかわらず、ストローソンの考えでは、こうした状況は「実際〔に選択することを検討する選択肢として〕は想像もできない」 (FR, p.81/p.51)。ストローソンはこの点を次のように説明している。

しかし、我々が持つこれらの態度や反応〔=反応的態度〕への一般的な傾向性は、我々が個人的な相互関係や社会的な相互関係に参加していることと密接に結びついている。この相互関係への参加は、我々の生と同時に始まり、我々の一生を通して極めて多様な形で展開および複雑化される。それを人間性の条件と言う人もいるだろう。これらの態度や感情へのコミットメントは不可避である。その中では、我々が持つものはすべて自然な事実 (a natural fact)、すなわち、我々が社会的存在者として存在していることと同じくらい深く、我々の自然本性 (nature) に根差しているものなのである。(Strawson [1985], p.26)

このように、ストローソンによれば、反応的態度への傾向性が我々の自然本性であるかぎり、すべての行為者に対して客観的態度だけが意図的に採用されつづけるという状況が現実になることはありえない。したがって、(3) は真である。

第1両立論は妥当な論証であるため、以上からは、(4)が真であることを導出することができる。そして、(4)はまさに反応的態度が決定論と両立することを意味しているのである。

2.2 第2両立論

第1両立論が扱っている問題は、もし決定論が真であるならば、我々の反応的態度はすべて抑制されるだろうかという「would 問題」だった。しかし、次のように思う人がいるかもしれない。考えるべき本当の問題は、もし決定論が真であるならば、我々の反応的態度はすべて抑制されるべきかという「should 問題」ではないだろうか (FR, pp.82-83/pp.54-55)⁸。should 問題の should は合理性の should であると考えられる。したがって、この should 問題は次のように書き換えることができる。もし決定論が真であるならば、すべての反応的態度を抑制することが合理的な選択肢になるのではないだろうか。これに対して、ストローソンは第2両立論を提示する。

【第2両立論】

- (5) すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけることは不可能である。
- (6) 不可能なことをしようと試みることは、合理的な選択肢ではない。
- (7) (5) と (6) より、すべての反応的態度を抑制しつづけようと試みることは、合理的な選択肢ではない。

まず、(5) は (3) と同値であるから、すでに述べた通り、真である⁹。加え

⁸ この「would 問題」と「should 問題」はそれぞれ "would" question および "should" question の訳語である。これらの用語はペレboomによる (Pereboom [2001], p.93)。

⁹ (3) と (5) が同値であるからこそ、次のように述べられているのである。

これ [=should 問題] に対しては、まず、次のように答えよう。そうした問いが本当の問いに見えるのは、先の [would 問題に対する] 答え [=第1両立論] の要点、すなわち、我々が個々人の間で交わされる日常的な態度に自然で人間的な

て、(6) が真であることは自明であるように思われる。第2 両立論は妥当な論証であるから、以上からは、(7) が真であることが帰結するだろう¹⁰。

2.3 第3 両立論

ストローソンの考えでは、should 問題は第2 両立論だけで解決する。しかし、ストローソンは用心深く、次のように問うている。(3) で言われていることに反して、すべての行為者に対して客観的態度だけが意図的に採用されつづけるようになるという状況が、論理的に可能であるだけでなく、実践的にも可能であると仮定しよう。では、こうした仮定の下では、もし決定論が真であるならば、すべての反応的態度を抑制することが合理的な選択肢になるのだろうか (FR, p.83/p.55)。この問いに対して、ストローソンは次の第3 両立論を展開する。

【第3 両立論】

(8) すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけることが合理的な選択

仕方でコミットしているという事実を完全に捉え損なっている人だけである。
(FR, p.83/p.55)

¹⁰ ここでは、(7) を導き出すための前提として、(5) と (6) を採用している。これはストローソンの両立論をヒュームの帰納法の議論と結びつける解釈で、ストローソンに言及する多くの論者によって採用されている。この解釈の根拠は、いくつかの個所で、ストローソン自身が自分の両立論をヒュームの帰納法の議論と比較しているからである (例えば、FR, p.92, n.7/p.79, 原注 7; Strawson [2008], Ch. 1 など)。

しかし、(7) を導き出すための前提としてストローソンが考えていたのは、(5) や (6) ではないかもしれない。なぜなら、次の部分を素直に読めば、ストローソンはいわゆる「ノイラートの船」を念頭に置いているように思われるからである。

この〔反応的態度への〕コミットメントは人間的な生の一般的な枠組みの一部である。この枠組みの内側において、個々の事例が再検討の対象になることはあるが、この枠組み自体はそうした再検討の対象になるものではない。(FR, p.83/p.55)

つまり、「枠組み」の内部での整合性を問うことは可能かもしれないが、「枠組み」の外部から、「枠組み」を構成する一部である反応的態度の全般を根拠づけることは不可能である、ということである。この解釈を採用するならば、(5) や (6) のような前提は不要になるだろう。

肢になるのは、次の (8-1) または (8-2) の少なくとも一方が真である場合であり、かつ、その場合にかぎられる。

(8-1) すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけることは、我々に何らかのメリットをもたらす。

(8-2) すべての反応的態度を意図的に抑制しないことは、我々に何らかのデメリットをもたらす。

(9) 決定論が真であることから、(8-1) または (8-2) の少なくとも一方が真であることを導き出すことはできない。

(10) (8) と (9) より、たとえ決定論が真であるとしても、それによって、すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけることが合理的な選択肢になることはない。

(8) が真であることは自明であるように思われる。(8-1) と (8-2) の両方が偽であるにもかかわらず、すべての反応的態度が意図的に抑制されつづけることが合理的な選択肢になることはないだろう。

では、(9) はどうだろうか。まず、決定論が真であることから、(8-1) を導出することができるかどうかを考えてみよう。仮にすべての反応的態度を抑制しつづけることに何らかのメリットがあるとするならば、そのメリットがどのようなものであるかを知るためには、どうすればよいだろうか。おそらく、そのためにしなければならないことは、反応的態度が我々の人間的な生き方とどのように結び付いているのかを理解することであって、決定論の真偽を知ることではない。そうであるならば、決定論の真偽と (8-1) の真偽は互いに無関係であることなるだろう。しかし、このことは、決定論が真であることから、(8-1) を導出することができないことを意味しているのではないだろうか。同じことは (8-2) についても言えるはずである。したがって、(9) は真である。

第3両立論は妥当な論証であるため、以上からは、(10)が真であることが帰結するだろう。

3. 反応的態度説に対する反論

ここまで、ストローソンが「自由と怒り」の中で展開した反応的態度説を私なりの解釈で再構築してきた。その結果、道徳的責任または反応的態度が決定論と両立することを示すための論証として、第1両立論、第2両立論、第3両立論の三つが析出した。そこで、ここからは、これらの論証を中核とする反応的態度説に対する反論を見ていくことにしよう。今回は、特に、ゲーレンが展開している認知主義的批判と呼ばれるタイプの反論を取りあげ、検討することにしたい¹¹。

3.1 認知主義的批判の基本論証

まずは、ゲーレンが展開している認知主義的批判の全体像を把握しておこう。ゲーレンの認知主義的批判の骨子は、次の引用において端的に示されている。

決定論（または非自己決定性）が正しいことを考慮すると、我々の日常の「個人的-反応的」な態度や感情は何らかの意味で妥当でないか、正しくないように思われる。感情や態度が正しかったり正しくなかったりするの、たとえそのようなことがあるのだとしても、ある派生的な意味でのみ——それらが信念に結びついているかぎりにおいてのみ——そうであるに過ぎない。このことは正しい。それにもかかわ

¹¹ もちろん、認知主義的批判を支持する論者は、ゲーレン以外にもたくさんいる。例えば、エイヤー、スミランスキー、ツイマーマン、バルガスなどがそうである（Ayer [1980]; Smilansky [2000]; Zimmerman [2001]; Vargas [2004]）。本稿で、ゲーレンに注目したのは、ゲーレンが最も典型的な形で認知主義的批判を展開しているからである。

らず、もし決定論が正しいならば（または、真の自己決定が不可能であるならば）、実際には正しくない信念に訴えることによってしか、現在問題となっている感情や態度の妥当性を示すことはできない。というのも、これらの感情や態度は特定の信念と非常に密接な関係にあるため、その正しさないし妥当性がそうした信念の正しさに依存してしまっているからである。したがって、ある人が思考を働かせる際には、その人の信念がその人の態度や感情に対して持っている影響力を通じて、〔その人の態度や感情に対して〕理性が行使される余地が残されているように思われる。ある人がこれらの態度や感情にコミットしているという事実だけで、そうした理性の行使がすべて無意味なものになってしまうようには思われぬ。（FB, p.80、傍点は本稿の筆者による）¹²

ここで展開されているゲーレンの議論を理解するためには、ゲーレンが用いている次の表現、すなわち、反応的態度と信念が「結びついている」という表現が、厳密には何を意味しているかを理解しておく必要がある。私の解釈では、この表現が意味しているのは、すべての反応的態度は何らかの信念を認知内容として持っている、という認知主義的な主張である¹³。

この認知主義的な主張については、ウォレスが詳しく論じている（Wallace [1994], pp.18-19, pp.77-78）。怒りを例に考えてみよう。ウォレスによれば、我々が感じるすべての怒りは、何かについての怒りである。例えば、あなたが怒

¹² 以降、G. Strawson [2010] からの引用は（FB, 原著頁数）という形で示す。余談だが、ゲーレンの *Freedom and Belief* というタイトルは、父親であるストローソンの “Freedom and Resentment” というタイトルを意識しているように見える。「怒り」ではなく、その認知内容である「信念」が重要であることを示唆しているのかもしれない。

¹³ もちろん、この認知主義的な主張を支持するからといって、認知主義的批判をも支持するとはかぎらない。スキャンロンやウォレス、フィッシャー&ラヴィッツァ、マッケンナなどはそうした論者である（Scanlon [1988]; Wallace [1994]; Fischer & Ravizza [1999]; McKenna [2012]）。

りを感じている場合、それは「足を踏まれた」ことについての怒りや、「友人に裏切られた」ことについての怒りのはずである。この「足を踏まれた」や「友人に裏切られた」といった信念が、あなたが感じている怒りの認知内容である。我々は何らかの命題的对象を認知するとき、その対象についての信念を形成する。そして、その信念が何らかの反応的態度を引き起こすとき、その信念はその反応的態度の認知内容であると言われることになる。このように、ウォレスが言うには、すべての反応的態度は何らかの信念を認知内容として持っているのである。

私の見解では、この認知主義的な主張は正しい。そして、ストローソンもこのことを認めるだろう。なぜなら、ストローソンは、反応的態度という感情のタイプをほかの感情のタイプから区別し、定義するために、前者の感情のタイプだけが共通して持つ認知内容に訴えているように思われるからである (FR, p.83/p.56)。すでに見たように、反応的態度はある程度の善意を示してほしいという我々の基本要求进行反映している。このことは、反応的態度が「基本 requirement がないがしろにされた」という信念や、「基本 requirement が尊重された」という信念などによって引き起こされる感情であること、すなわち、基本 requirement についての信念が反応的態度という感情のタイプだけに共通する認知内容であることを意味するだろう。つまり、基本 requirement についての信念こそが、反応的態度という感情のタイプをほかの感情のタイプから区別し、定義するのである。

以上の点をふまえると、先の引用で展開されていたゲーレンの議論を正しく理解することができるようになる。おそらく、先ほどの引用において、ゲーレンは次のような論証を展開していたのだろう。(ただし、ここで使われている「自由意志」(free will) という言葉は、別可能性原理で言われている「別のように為しえた」という意味で、自由に行為する能力を意味するものとして使われている。以降、同様である。)

【認知主義的批判の基本論証】

- (11) すべての反応的態度は「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念を認知内容として持つ。
- (12) もし決定論が真であるならば、「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念は偽である。
- (13) (11) から (12) より、もし決定論が正しいならば、すべての反応的態度は偽なる信念を認知内容として持つ。
- (14) ある反応的態度が偽なる信念を認知内容として持つならば、その反応的態度を抑制することは合理的である。
- (15) (13) と (14) より、もし決定論が真であるならば、すべての反応的態度を抑制することは合理的である。

本稿では、ゲーレンが展開していると思われるこの論証を「基本論証」と呼ぶことにしよう。基本論証の結論である (15) は、should 問題に対するストローソンの回答、すなわち、すべての反応的態度を抑制しつづけることが合理的な選択肢になることはないという主張と明らかに矛盾する。したがって、もし基本論証が正しいならば、ストローソンの反応的態度説はどこかが誤っていることになるだろう。これこそが、ゲーレンの展開している認知主義的批判の要旨である。

3.2 基本論証は健全か？

では、基本論証は健全なのだろうか。まず、基本論証は妥当である。したがって、基本論証に関して問題になるのは、その前提である (11) から (14) の真偽だけである。

(12) は決定論と自由意志に関する非両立論を主張するものであるが、こ

ここでは真であると仮定して議論を進めよう。また、(13)は(11)と(12)からの帰結であるから、その真偽は(12)を除けば(11)の真偽に依存することになる。したがって、ゲーレンが真であることを示す必要がある前提は、(11)と(14)の二つだけである。そこで、以下では、ゲーレンが(11)と(14)のそれぞれをどのようにして支持するかを見ることにしよう。

まず、(11)から確認しよう。ゲーレンが(11)を支持する根拠は、ある簡単な思考実験である。それは、自分自身の現在の生活に決定論を厳格に適用するというものである (FB, p.83)。つまり、我々の行為はすべて、細部にわたるまで自分の外部の要因によって決定されていて、自分自身によって決定されている行為はまったくないと考えるように努めるのである。ゲーレンによれば、この思考実験を真面目に行うと、我々は「自分自身の精神物理学的なものが流れ去る様子を離れたところから黙って見ているような、奇妙で浮遊した感覚」を感じ、ある種の失望を伴って、「私は実際には人格ではない」、または、「本当はそこには誰もいない」と思うようになる (ibid)。すると、それと同時に、我々は自身のすべての反応的態度が抑制されるのを感じ、より客観的な態度だけをとるようになるのである (FB, p.90)。

こうした実験結果は、ゲーレンの解釈では、我々の自己理解ないし他者理解が根本的な部分でリバタリアン的であることを意味している (FB, p.83)。つまり、我々は根本のところ、自分自身や他者を自由に決定し行為する〈私〉と見なしているのである。我々がこの思考実験に失望を感じてしまうのは、この思考実験を通して、決定論がこうした〈私〉の存在を不可能にしてしまうという事実と直面するからなのである。さらに、思考実験が我々の思考から自分自身および他者の〈私〉を消去するとき、それと連動して、我々の反応的態度がすべて抑制されてしまうのは、我々の反応的態度の核心に、こうしたリバタリアン的な自己理解および他者理解が存在するからである。このことを、ゲーレンは「反応的態度は非両立論的な直観を秘めている」と表現

している (FB, p.75)。

ゲーレンによる以上の解釈が正しいならば、すべての反応的態度が「ある行為者がある行為を自由意志によって行った」という信念を認知内容として持っていることになりそうである。そして、このことは、(11) が真であることを意味しているのである。

次に、(14) の検討に移ろう。これに関して、ゲーレンは次のように言っている。

さて、ある人が「もし p ならば q である」と信じていて、さらに、「p である」と信じるようになったならば、いわゆる「理性の自然的原因性」(the natural causality of reason) に従って、その人が「q である」と信じるようになるという事態が引き起こされるだろう。これとちょうど同じように、ある人が「私が今抱いているある特定の感情の妥当性は、ある特定の信念の正しさを前提としている」と信じていて、さらに、「その信念は偽である」と思うようになったならば、その人がその感情を持たなくなるという事態が引き起こされるのは理に適ったことである。(FB, p.80)

ここで言われていることを具体的に説明すると、次のようになる。ある男性が妻に怒りを感じているが、それは、その男性が「妻が浮気をしている」という信念を持っているからだとしよう。この場合、もしその男性が後になってその信念が偽であることに気付いたならば、その男性が自身の怒りを抑制するのは合理的である。逆に、偽であることに気付いているにもかかわらず、その男性が妻に対して怒りを感じつづけるならば、それは不合理である。このことは、すべての反応的態度に当てはまるだろう。したがって、(14) は真である。

この点はストローソンも認めざるをえないように思われる。赦免要因に関するストローソンの説明を思い出してほしい。ある行為者 x は別の行為者 y に怒りを感じているが、それは x が「 y が私に危害を加えた」という信念を持っているからだとしよう。この場合、後になって x が「 y は脅されていた」、「 y は押された」、「 y は事態を把握していなかった」などの赦免要因が存在することに気付いたならば、 x の y に対する怒りは自然に抑制されるだろう。ストローソンによれば、これは、 x が赦免要因の存在を知るとき、同時に、 x は「 y は私の基本要件をないがしろにしているわけではなかった」という信念 p_1 を抱くようになるからである。

しかし、 x が p_1 を信じるようになるとき、 y に対する x の怒りが自然に抑制されるのはなぜだろうか。すでに述べたように、ストローソンによれば、基本要件についての信念を認知内容として持つことこそが、反応的態度を定義する特徴である。これにしたがえば、 y に対する x の怒りは、「 y によって私の基本要件がないがしろにされた」という信念 p_2 を認知内容として持つことになるだろう。そうであるならば、ストローソンの答えは次のようになると予想される。 x が p_1 を信じるとき、 x の怒りが自然に抑制されるのは、 p_1 が x の怒りの認知内容である p_2 を偽にし、今度は、そのことが x の怒りを不合理にするからである。しかし、このように答えるならば、ストローソンは実質的に (14) が真であることを認めていることになるだろう。

ここまでの議論が正しいならば、ゲーレンが展開している認知主義的批判の基本論証は健全であることになるだろう。そして、このことは、基本論証の結論である (15) が真であることを意味しているのである。

3.3 反応的態度説のどこに誤りがあるのか？

すでに述べたように、もし基本論証が正しいならば、ストローソンの反応的態度説はどこかが誤っていることになる。では、ゲーレンは反応的態度説

のどこに誤りがあると考えていたのだろうか。

まず、ゲーレンは (5) に誤りがあると主張する。つまり、ゲーレンの考えでは、すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけることは、論理的な可能性があるという意味で可能であるだけでなく、実際に我々が選択することができるという意味でも可能なのである。

くり返しになるが、ゲーレンによれば、我々の反応的態度の核心には、我々のリバタリアン的な自己理解、すなわち、自由に決定し行為する〈私〉という自己像が存在する。したがって、この〈私〉という自己像を捨て去ることが可能であるならば、すべての反応的態度を抑制することも可能であることになるのである。では、それはどうすれば可能なのだろうか。ゲーレンはその方法の例として、仏教の修行を挙げている。こう言うと驚かれるかもしれないが、ゲーレンが仏教の修行という例を通じて言いたいのは、すべての反応的態度が抑制されるようになるまでの道のりが、ある種の修行のようなものになるということに過ぎない。たしかに、決定論が真であることを信じるようになった瞬間に、〈私〉という自己理解が消え去り、すべての反応的態度が抑制されるようになるなどということはありません。しかし、ゲーレンによれば、決定論が真であることを長期間に渡ってくり返し確認すれば、〈私〉という自己理解が徐々に解消されていき、それに伴って、すべての反応的態度も徐々に抑制されていくという可能性は十分にあるのである¹⁴。

次に、ゲーレンは (9) にも誤りがあると主張する。つまり、ゲーレンが言うには、決定論が真であることから、すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけることが、我々に何らかのメリットをもたらすということを導き出すことができるのである。

¹⁴ この点はソマーズによっても指摘されている (Sommers [2007], pp.337-340)。ただし、ソマーズは敬虔な有神論者であるジョシュアを例に論じている。ジョシュアはドーキンスの『ブラインド・ウォッチメーカー』を読み進めていくことで、徐々に神の被造物としての自己理解を解消していく。ソマーズによれば、これと同様に、すべての反応的態度を意図的に抑制することは、時間を十分にかければ可能である。

ゲーレンによれば、ストローソンは我々が反応的態度に深くコミットしているという事実だけを強調し、我々が真理にも深くコミットしているという事実を不当に無視している (FB, pp.76-77)。一般に、我々は事実に即した生活を営むことを望んでいる。つまり、基本的には、真なる信念に基づいて行為をしたい、あるいは、真なる信念に基づいた態度を採用したいと思っている。少なくとも、偽なる信念に基づいて行為したくない、あるいは、偽なる信念に基づいた態度を採用したくないとは思っているはずである。こうした欲求の根底にあるのが真理へのコミットメントである。

認知主義的批判の基本論証が正しいならば、すべての反応的態度の認知内容には、「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念が含まれていることになる。そして、もし決定論が真であるならば、そのことから、「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念が偽であること、したがって、すべての反応的態度が偽なる信念に基づいた態度であることが帰結する。そうであるならば、すべての反応的態度を意図的に抑制することは、真理へのコミットメントに即した生活を送ることを可能にするというメリットを我々に提供することになるだろう¹⁵。以上の議論は、(9) に反して、すべての反応的態度を意図的に抑制しつづけるこ

¹⁵ 真理へのコミットメントに即した生活を送らないことのデメリットに関して、ウルフは次のように述べている。

事実に即して生きたいという願望は、説明されて理解するよりも、感じる方が簡単である。私の理解では、「実在の世界 (Real World) に住みたい」と言われる場合に表明されているのは、まさにこの願望である。快樂機械につながれて生活するという思考実験に身震いさせられるのは、まさにこの願望のためである。この願望はより現実的な状況においても実感することができる。それは、自分が愛されていると感じるだけでなく、自分が本当に愛されていること、あるいは、この世界で何かを成し遂げようと自分が行ってきた努力が実を結んだと信じているだけでなく、それが本当に実を結んでいることが、我々にとってどれほど重要なことであるかを考える場合である。(Wolf [1981], pp.76-77)

また、ホンデリックやペレブーム、ソマーズは、反応的態度へのコミットメントを捨て去ることが、一般に思われているほどのデメリットをもたらすわけではないと主張している (Honderich [1993], Ch.7-10; Pereboom [2001], pp.199-213; Sommers [2007], p.327-330)。

とが我々にメリットをもたらすということを、決定論が真であることから導き出しているように思われる (FB, pp.78-79)。

4. 反応的態度説の擁護

さて、ここまでの議論が正しいならば、ゲーレンは認知主義的批判の基本論証によってストローソンの反応的態度説を退けたことになる。しかし、私は、ベネットが「責任」という同じタイトルの二つの論文の中で示しているアイデアを展開すれば、ゲーレンの基本論証に不十分な点があることを指摘し、反応的態度説を擁護することができると考えている。

4.1 認知内容特定テスト

私の戦略は基本論証の (11)、すなわち、すべての反応的態度は「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念を認知内容として持つ、という主張を否定することである。ゲーレンが (11) を支持する根拠は、我々の振る舞いのすべてに決定論を厳格に適用するという思考実験だった。この思考実験を真面目に行うと、我々のすべての反応的態度は抑制され、我々は客観的態度を採用するようになる。ゲーレンによれば、この結果は、我々のすべての反応的態度が自由意志についての信念を認知内容として持つこと、言い換えれば、(11) が真であることを示唆しているのである。

ところで、ゲーレンの思考実験を行うとき、厳密に言えば、我々は何をしているのだろうか。ゲーレンは次のように言っている。

彼ら [=非両立論と決定論を真面目に信じている者] にとって、それ [=思考実験] を実施することは、自分たちがすでに真だと信じていることを、特別な集中を伴って思考することにほかならない。

(BF, p.85)

ここで使われている「特別な集中を伴って思考すること」(dwelling with special concentration on) という言葉に注目してほしい。私の解釈では、ある信念を特別な集中を伴って思考することとは、次のようなことである。多くの場合、我々は自分が抱いている信念をまったく意識していない。例えば、あなたは「15674 は偶数である」という信念を持っているが、普段はそれを意識していないだろう。しかし、奇数と偶数の区別を習ったばかりの小学生に、15674 が奇数か偶数かを尋ねられたとするとどうだろうか。あなたはその小学生に15674 が2 で割り切れることを示し、それが偶数であることを説明するだろう。このとき、普段とは違い、あなたは自分が持つ「15674 は偶数である」という信念を意識することになる。この状態こそが、ある信念を特別な集中を伴って思考することなのである。そこで、ここからは、「意識する」という言葉を、あることを信じ、かつ、そのことを特別な集中をともなって思考することを意味する術語として使用することにしよう。そうすると、ゲーレンの思考実験が我々に求めていることは、「決定論は正しい」という信念が真であること、逆に言えば、「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念が偽であることを意識することであると言えるだろう。

しかし、そうであるならば、ゲーレンはある前提を暗黙のうちに採用していることになる。その前提とは、次の「認知内容特定テスト」である。

【認知内容特定テスト】¹⁶

ある信念がある反応的態度の認知内容であるのは、その信念が偽で

¹⁶ 認知内容特定テストの「によって」という部分は、因果関係を表すものと解釈してはならない。例えば、次のような状況を考えてほしい。ある人がある信念 p を信じていて、かつ、ある反応的態度 r を抱いている。しかし、 p は r の認知内容ではない。さて、ここで、あるマッドサイエンティストがその人の脳にマイクロチップを埋め込み、その人が p を意識するたびに、 r が抑制されるようにしてしまったとしよう。もし「によって」を因果関係と解釈すると、この事例は認知内容特定テストの反例にまってしまう。そこで、後で見るように、この部分は合理化関係を表すものと解釈しなければならない。

あることが意識されることによって、その反応的態度が抑制される場合である。

ゲーレンがこの認知内容特定テストを暗黙のうちに前提していると言えるのは、もしゲーレンがこの認知内容特定テストを採用しないのだとすると、すべての反応的態度が抑制されるという思考実験の結果から、(11) が真であるという結論を導出することが不可能になるからである。

このように、結局のところ、ゲーレンの思考実験は、「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」というリバタリアン的な信念を、認知内容特定テストにかけるためのものである。したがって、(11) が真であるというゲーレンの主張を退けるためには、認知内容特定テスト妥当でないことを示せばよいことになるのである。

4.2 反応的態度が抑制される二つのルート

では、実際に認知内容特定テストの妥当性を吟味することにしよう。認知内容特定テストが妥当でないことを示すためには、たとえある信念が偽であることが意識されることによってある反応的態度が抑制されているとしても、その信念がその反応的態度の認知内容であるとは必ずしも言えないことを示せばよい。私の考えでは、この点については、反応的態度の抑制に関するベネットの議論を参照することが役に立つ。そこで、まずはベネットの議論の概要を確認することにしよう。

次頁の図 1 を見てほしい。これは、反応的態度の抑制に関するベネットの議論をもとに、私が作成したものである (Bennett [1980], pp.25-30; Bennet [2008], pp.55-59)。図 1 が示しているのは、(i) ある信念 p が偽であることが意識されることで、(iii) ある反応的態度 r が抑制される段階に至るまでのプロセスである。図を見ればわかるように、ベネットによれば、(i) から (iii)

に至るこのプロセスには、(ii-A) r が不合理であると見なされる段階を経由するルート A と、(ii-B) 客観的態度が採用される段階を経由するルート B が存在する。それぞれのルートの詳細を順に確認しよう。

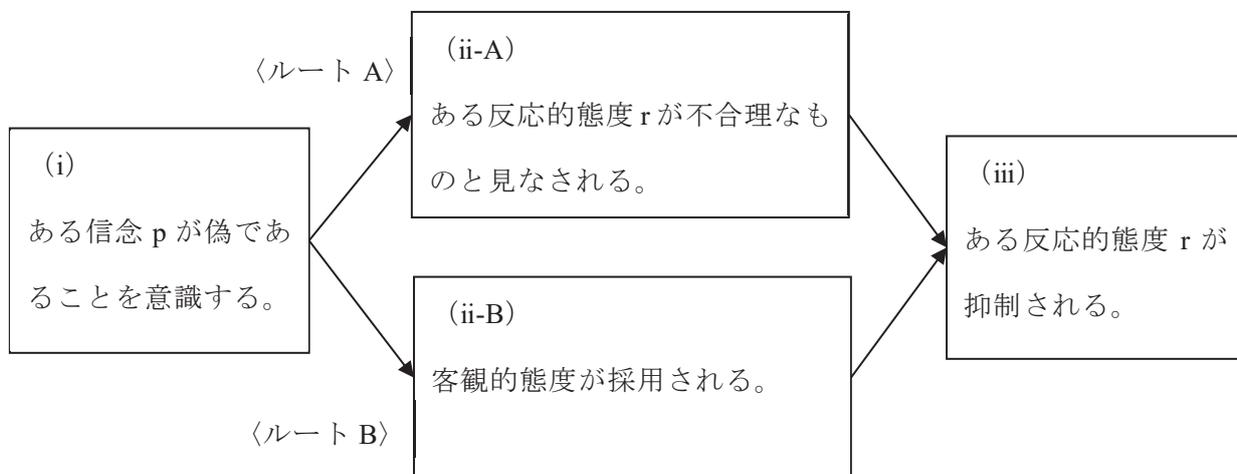
まず、ルート A から確認する。次の事例 1 を考えてみよう。

【事例 1】

スミス氏は政治家であるジョンソン氏に怒りを感じている。というのも、スミス氏は新聞でジョンソン氏の汚職についての記事を読んだからである。しかし、後になって、スミス氏はその記事が誤報であることを知った。すると、それと同時に、ジョンソン氏に対するスミス氏の怒りは抑制された。

事例 1 では、スミス氏は新聞記事を読んで「ジョンソン氏が汚職をした」という信念を抱き、そのために、ジョンソン氏に怒りを感じている。つまり、スミス氏の怒りの認知内容は「ジョンソン氏が汚職をした」という信念なのである。そして、(i) スミス氏は新聞記事が誤報であることを知って、「ジョ

図 1：反応的態度が抑制される二つのルート



ンソン氏が汚職をした」という信念が偽であることを意識するようになる。すると、それによって、(ii-A) スミス氏は自分の怒りの認知内容が誤っていることに気付き、自分の怒りを不合理なものに見なすようになる。そのため、(iii) スミス氏の怒りは抑制されることになるのである。これがルート A である¹⁷。

次に、ルート B の確認に移ろう。次の事例 2 を考えてほしい。

【事例 2】

スミス氏は政治家であるジョンソン氏に怒りを感じている。というのも、スミス氏は新聞でジョンソン氏の汚職についての記事を読んだからである。しかし、スミス氏は筋金入りのリバタリアンであるから、ジョンソン氏の汚職はジョンソン氏の外部の原因によって引き起こされたものであり、ジョンソン氏が自由意志によって行ったものではないと考えた。すると、それと同時に、ジョンソン氏に対するスミス氏の怒りは抑制された。

事例 2 において、スミス氏の怒りが抑制されたのはなぜだろうか。これについて、ベネットならば次のように説明するはずである (Bennett [1980], pp.28; Bennett [2008], pp.57)。事例 2 では、(i) スミス氏は「ジョンソン氏は自らの自由意志によって汚職を行った」という信念が偽であることを意識しているが、このことは、ジョンソン氏を単なる因果の鎖の一部、すなわち、自然科学の対象と見なすことを含意している。そして、ある人を自然科学の対象と見なすことは、その人に客観的態度を意図的に採用することにほかならない。つまり、事例 1 とは違い、事例 2 においては、(ii-B) スミス氏はジョンソン

¹⁷ したがって、ルート A は、(a-1) 赦免要因が存在するか、または (a-2) 免除要因が存在することによって、反応的態度が抑制される場合に該当する。

氏に客観的態度を採用しているのである。しかも、ある人に客観的態度を意図的に採用することは、その人に対する一切の反応的態度を意図的に抑制することにほかならない。そのため、(iii) スミス氏の怒りは抑制されることになるのである。これがルート B である¹⁸。

当然のことながら、ゲーレンの思考実験における反応的態度の抑制は、ルート B を通じて生じるものである。というのも、ゲーレンの思考実験は実質的に事例 2 とまったく同じだからである。実際、ゲーレンの思考実験では、決定論が真であること、すなわち、「ある行為者がある行為を自らの自由意志によって行った」という信念が偽であることを意識することが求められるが、これは、事例 2 と同様に、客観的態度を採用することを含意しているのである。

4.3 認知内容特定テストの妥当性

このように、ベネットが指摘するところによれば、ある信念が偽であることを意識し、それによって、ある反応的態度が抑制されるプロセスには、ルート A とルート B の二つが存在する。しかし、私の考えでは、もしベネットのこの指摘が正しいならば、そのことから、たとえある信念が偽であることが意識されることによって、ある反応的態度が抑制されるとしても、その信念がその反応的態度の認知内容であるとは必ずしも言えないことが帰結するのである。以下では、この点について説明することにしよう。

そもそも、認知内容特定テストが常に妥当であるように思われるならば、それは知らず知らずのうちにある想定を採用してしまっているからである。それは、ある信念 p が偽であることが意識されることによって、ある反応的態度 r が抑制されるプロセスには、 r が不合理であるものと見なされることに

¹⁸ したがって、ルート B は、(b) 客観的態度が意図的に採用されることによって、反応的態度が抑制される場合に該当する。

よって r の抑制が生じるルート、すなわち、ルート A しか存在しないという想定である。

たしかに、仮にこの想定が正しいならば、認知内容特定テストの通り、 r は常に p を認知内容として持つことになるだろう。なぜなら、ルート A では、 p が偽であることを意識することによって、 r の認知内容を構成している信念が偽であることが示されるが、このことは、 r の認知内容を構成している信念が p を含意していることを意味しているからである。しかし、すでに見たように、(i) から (iii) に至るルートがルート A しかないという想定は誤っている。実際には、事例 2 がそうであったように、客観的態度が採用されることによって r の抑制が生じるルート、すなわち、ルート B も存在するのである。ルート B では、 p が偽であることを意識することによって r の認知内容を構成する信念が偽であることが示されるわけではないから、 r の認知内容を構成する信念が p を含意しているかどうかは不明である。つまり、ルート B では、たとえ p が偽であることが意識されることによって r が抑制されるとしても、 p が r の認知内容であるとは必ずしも言えないのである。

ここまでの議論によって、認知内容特定テストは、ルート A ではある反応的態度の認知内容を特定するために適切に機能するが、ルート B では適切に機能しないことが示された。さらに、すでに述べたように、ゲーレンの思考実験における反応的態度の抑制は、ルート B を通じて生じる。したがって、ゲーレンが暗黙のうちに前提にしている認知内容特定テストは、ゲーレンの思考実験においては適切に機能していないことになるのである。

以上から、基本論証の (11) が偽であること、少なくとも、ゲーレンの議論によっては (11) を支持することができないことが示された。このことは、ゲーレンが展開した認知主義的批判、そして、基本論証に依拠する認知主義的批判全般が、ストローソンの反応的態度説を突き崩すほどの威力を持たないことを意味しているのである。

文献

- Ayer, A. J., [1980], "Free Will and Rationality," in McKenna & Russell [2008].
- Bennett, J., [1980], "Accountability," in Van Straaten [1980].
- , [2008], "Accountability (II)," in McKenna & Russell [2008].
- Fischer, J. M. and M. Ravizza, [1993], Introduction to *Perspectives on Moral Responsibility*, Cornell University Pres.
- , [1999], *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*, Cambridge University Press.
- Frankfurt, H. G., [1969], "Alternate Possibilities and Moral Responsibility," in Watson [2003]. [邦訳：三ツ野陽介（訳）、「選択可能性と道徳的責任」、門脇・野矢 [2010] 所収]
- Haji, I., [2002], "Compatibilist Views of Freedom and Responsibility," in Kane, R., (ed.) [2002], *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford University Press.
- Honderich, T., [1993], *How Free Are You?: The Determinism Problem*, Oxford University Press. [邦訳：松田克進（訳）、『あなたは自由ですか？——決定論の哲学』、法政大学出版局、1993]
- Kane, R., [2005], *A Contemporary Introduction to Free Will*, Oxford University Press.
- McKenna, M., [1998], "The Limits of Evil and the Role of Moral Adress: A Defense of Strawsonian Theme," in McKenna & Russell [2008].
- , [2012], *Conversation and Responsibility*, Oxford University Press.
- Mckenna, M. and D. Pereboom, [2016], *Free Will: A Contemporary Introduction*, Routledge.
- McKenna, M. and P. Russell, (eds.) [2008], *Free will and Reactive Attitudes : Perspectives on P. F. Strawson's "Freedom and Resentment,"* Ashgate.
- Pereboom, D., [2001], *Living Without Free Will*, Cambridge University Press.
- Scanlon, T. M., [1988], "The Significance of Choice," in Watson [2003].

- Shoemaker, D., [2007], "Moral Address, Moral Responsibility, and the Boundaries of the Moral Community," *Ethics*, 118(1).
- Smilansky, S., [2000], *Free Will and Illusion*, Oxford University Press.
- Sommers, T., [2007], "The Objective Attitude," *The Philosophical Quarterly*, 57(228).
- Strawson, G., [2010], *Freedom and Belief*, revised ed., Oxford University Press.
- Strawson, P. F., [1962], "Freedom and Resentment," in Watson [2003]. [邦訳：法野谷俊哉（訳）、「自由と怒り」、門脇・野矢 [2010] 所収]
- , [1980], "P. F. Strawson Replies," in Van Straaten [1980].
- , [2008], *Skepticism and Naturalism: Some Varieties*, Routledge.
- van Inwagen, P., [1975], "The Incompatibility of Free Will and Determinism," in Watson [1982]. [邦訳：小池翔一（訳）、「自由意志と決定論の両立不可能性」、門脇・野矢 [2010] 所収]
- van Straaten, Z., (ed.) [1980], *Philosophical subjects : essays presented to P.F. Strawson*, Oxford University Press.
- Vargas, M., [2004], "Responsibility and the Aims of Theory: Strawson and Revisionism," in McKenna & Russell [2008].
- Wallace, R. Jay., [1994], *Responsibility and the Moral Sentiments*, Harvard University Press.
- Watson, G., [1987], "Responsibility and the Limits of Evil: Variations on a Strawsonian Thema," in McKenna & Russell [2008].
- , (ed.) [2003], *Free Will*, 2nd ed., Oxford University Press.
- Wolf, S., [1981], "The Importance of Free Will," in McKenna & Russell [2008].
- Zimmerman, D., [2001], "Thinking with your Hypothalamus: Reflections on a Cognitive Role for the Reactive Emotions," in McKenna & Russell [2008].

井保和也、[2015a]、「ストローソンの両立論をめぐって」、『哲学・人間学論叢』、
6、金沢大学哲学・人間学研究会 所収。
——、[2015b]、「責任の会話理論——マッケンナ『責任と会話』の批判的紹
介——」、『実践哲学研究』、38、京都倫理学会 所収。
門脇俊介・野矢茂樹（編集・監訳）[2010]、『自由と行為の哲学』、春秋社。
成田和信、[2004]、『責任と自由』、勁草書房。

（いほ かずや 京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程）